

公益財団法人 日本ライフセービング協会

C級認定審判員講習会および審判員研修会に関する指導員規程

(目 的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本ライフセービング協会（以下「本協会」という）のC級認定審判員養成講習会（以下「講習会」という）および審判員研修会（以下「研修会」という）の指導員（以下「指導員」という）に関する必要な事項を定める。

(役 割)

第2条 指導員は、本協会認定審判員資格保持者（以下「有資格者」という）の増員と拡大に努める。

- 2 指導員は、講習会および研修会に於いて常に安全を第一に優先した活動を行う。受講者などを伴う講習では、参加者全員の健康、傷病の予防、事故防止に十分留意する。万一、傷病等があった場合には、速やかに適切な処置を行う。
- 3 指導員は、講習会において時間を厳守し、指定された教材を用いて別に定める「認定審判員規程細則」第4条の内容に沿って正確な指導を行うとともに、同細則第6条に沿って公正な検定を行う。
- 4 指導員は、講習会もしくは研修会開催にあたり、会場の整備、教材、資器材の調整確認を行い、本協会事務局、本部、各委員会、本協会に加盟している地方ブロックライフセービング協会、都道府県ライフセービング協会と常に協調連携し活動する。講習会終了後には本協会事務局へ速やかにその報告を行う。

(遵 守)

第3条 指導員は、常に謙虚さを忘れず、研鑽を重ねるとともに、社会人としての常識を備え、節度ある行動と言動に心がけ有資格者の範となるよう努める。

- 2 指導員は、指導技術の向上に励み、さらに各種研修会等に参加し、本協会関連情報の共有に努める。
- 3 指導員は、有資格者や受講生の個人情報に関わる書類などの扱いに十分に留意する。また講習会で使用した申込用紙、検定用紙などを個人で保存・複製し、管理・所有してはならない。
- 4 指導員は、講習会もしくは研修会の場で使用する資料や配布物、未公開情報を本協会に許可なく流布してはならない。
- 5 指導員は、指導員の立場を利用して、いかなる営業、政治、信仰、結社、他団体などに関わるあらゆる活動も行ってはならない。
- 6 指導員は、講習会もしくは研修会の場において、誰にも公平に接し、性別、国籍、言語、人種、宗教、年齢、経験、学歴、職業、身体的条件、社会的立場等の違いに関わらず差別があってはならない。
- 7 指導員は、講習会もしくは研修会の場において、常に指導員同士を尊重しながらその活動に臨み、講習会中に指導員同士の諍い、言い争いなどを起こしてはならない。
- 8 指導員は、各種メディア（TV、ラジオ、雑誌、新聞等）の取材や出演、紹介、インタビューを受ける場において、本協会の事業、活動について正しく説明し、ライフセービングの普及につながるよう努める。また、事前に本協会事務局及び広報室に出演等を受ける旨の報告を行う。
- 9 指導員は、講習会もしくは研修会の場において、身なりに留意し常に清潔なイメージを

保ち、周りの人を不快にさせぬように努める。

(ユニフォーム)

- 第4条 指導員は、講習会もしくは研修会中に本協会の標章が掲示されたユニフォーム（白色襟付き半袖/長袖シャツ、白色ポロシャツ、など）を着用し、本協会のパートナーおよびサポート企業への配慮に努める。
- 2 指導員は、ユニフォームを指導員以外に貸与あるいは譲渡してはならない。
 - 3 指導員は、ユニフォームを講習会、研修会および本協会が指定した事業以外で着用してはならない。

(謝 金)

- 第5条 指導員謝金は、原則として一日（3時間以上）12,000円、半日（3時間未満）6,000円とする。ただし、本協会より謝金を支払う際は、源泉所得税を予め徴収することとする。
- 2 管理者は、指導員が講習会に参加するにあたり、実費交通費・昼食代・宿泊代等の必要経費を支払うこととする。

(細 則)

- 第6条 本規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事長が別に定めることができる。

(改 廃)

- 第7条 本規程の改廃は、理事会の決議を経てこれを行う。

附 則

本規程は2019年4月1日から施行する。

改正（第2号）は2019年4月20日から施行する。